

山形県談合情報対応要領

(公正入札調査委員会の設置)

- 第1条 入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、各部局及び総合支庁（以下「各部局等」という。）に公正入札調査委員会を設置する。
- 2 各部局等における公正入札調査委員会の設置数、構成、事務局等については、各部局等で定める。
 - 3 各公正入札調査委員会は、所管する発注案件における入札談合に関する情報（職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合も含む。）について調査し、その対応を審議するものとする。

(談合情報対応マニュアル等による対応)

- 第2条 入札談合に関する情報に対しては、別に定める談合情報対応マニュアル及び談合疑義事実処理マニュアルに基づき適切に対応するものとする。

(対応結果の報告)

- 第3条 入札談合に関する情報があった場合は、総合支庁長は本庁等の当該発注案件を所掌する部局長（以下「各部局長」という。）に報告するものとする。又、その対応状況及び対応結果についても、その都度報告するものとする。
- 2 各部局長は、談合情報に関する報告を受けた場合は、会計局長又は県土整備部長に報告するものとする。
 - 3 県土整備部長は、入札談合情報に対する対応結果について、県土整備部で所管する入札監視委員会に適宜報告するものとする。

附 則

この要領は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。